

令和2年3月23日

保護者の皆様

園長

(3/23時点)

家庭保育要請期間の延長について

平素は、教育・保育提供にあたり、ご支援ご協力いただきありがとうございます。

家庭保育要請期間の延長を神戸市より要請を受けております。下記の期間におきましては可能な限り家庭保育頂きますようお願いいたします。

記

1. 家庭保育を要請する期間 令和2年4月7日（火）まで（予定）

これに伴い、令和2年3月3日（火）～令和2年4月7日（火）の期間中におかれましては家庭保育の協力をしていただき、休まれた場合は利用者負担額が減額されます。

感染防止の観点から、以下の場合、可能な限り家庭保育のご協力をお願いいたします。

- ◆ きょうだいがあ当園以外の保育所等や幼稚園、小学校、中学校、高等学校に在籍中で、該当施設が休校等の措置を取っている場合
- ◆ 保護者が産休・育休等の場合
- ◆ 勤務先が休業及びテレワーク等を導入している場合